平成２５年（フ）第５９号
熊本県玉名市秋丸249番地１
債務者　関　　文子
１　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
熊本地方裁判所玉名支部
平成２５年（フ）第５２７号
北九州市小倉北区日明４丁目６番30―207号、住民票上の住所北九州市小倉北区日明４丁目６番29号
債務者　米　　定身
１　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２５年（フ）第５４３号
北九州市八幡西区上上津役５丁目８番16号
債務者　細谷　了子
１　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２５年（フ）第５４８号
北九州市小倉北区泉台２丁目14番16―404号
債務者　田村　秀孝
１　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２５年（フ）第５５０号
北九州市若松区高須南３丁目４番13―202号
債務者　米村　正子
１　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２５年（フ）第３０７０号
大阪府交野市郡津４丁目37番12―207号
債務者　小西千代子（旧姓森下）
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第３４８６号
大阪市東住吉区中野３丁目11番15―901号
債務者　森下　優貴
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第３７５５号
大阪府東大阪市衣摺５丁目20番16号
債務者　松山美智雄こと　李　美智雄
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第３８６７号
大阪府東大阪市本庄中１丁目１番３号　山西ビル101号、住民票上の住所大阪市東住吉区照ケ丘矢田２丁目７番11号
債務者　阪口　英生
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第４１５４号
大阪府箕面市箕面４丁目９番17―374号
債務者　小泉　秀雄
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第４２１３号
大阪市旭区新森４丁目27番19―704号
債務者　春名　昭彦
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第４２２３号
大阪府枚方市村野東町51番８―202号
債務者　首藤　　健
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第４２４８号
大阪府門真市打越町９番３号
債務者　宮内　哲雄
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第４３０７号
大阪府四條畷市中野本町21番５号　レオパレス290―108
債務者　澤田　宗高
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第４３９１号
大阪府豊中市服部西町３丁目12番39号、前住所大阪府豊中市穂積２丁目３番１号
債務者　毛利　邦夫
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第４３９２号
大阪府豊中市服部西町３丁目12番39号、前住所大阪府豊中市穂積２丁目３番１号
債務者　毛利　道子
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第１０２号
青森県弘前市大字千年１丁目８番地20
債務者　小田桐玉恵
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２５年（フ）第１０６号
青森県弘前市大字原ケ平字山元51番地４
債務者　岩渕るゑ子
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
青森地方裁判所弘前支部